

平成29年第2回糸島市議会定例会における議案等の概要

議案等の名称

議案：14件

◇専決処分議案〔4件〕

- ・糸島市税条例等の一部を改正する条例
- ・糸島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ・平成28年度糸島市一般会計補正予算（第7号）
- ・平成28年度糸島市渡船事業特別会計補正予算（第4号）

◇条例議案〔2件〕

- ・糸島市農業基盤整備分担金徴収条例について
- ・糸島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

◇その他の議案〔6件〕

- ・財産の取得について
- ・財産の取得について
- ・財産の取得について
- ・住居表示に関する法律第3条第1項の規定による、糸島市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- ・市道路線の廃止について
- ・市道路線の認定について

◇補正予算〔2件〕

- ・平成29年度糸島市一般会計補正予算（第1号）
- ・平成29年度糸島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案：9件

- ・糸島市土地開発公社の経営状況について
- ・株式会社リフレッシュニ丈の経営状況について
- ・株式会社志摩海洋センターの経営状況について
- ・平成28年度糸島市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- ・平成28年度糸島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- ・平成28年度糸島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- ・議会の委任による専決処分について（職員の公務中に生じた車両事故の損害賠償及び和解）
- ・議会の委任による専決処分について（市が管理する食品用トレイ回収ボックスによる車両事故の損害賠償及び和解）
- ・議会の委任による専決処分について（職員の公務中に生じた車両事故の損害賠償及び和解）

議案等の概要

専決処分議案（4件）

【税務課】

議案第38号 専決処分について（糸島市税条例等の一部を改正する条例）

※ 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日の施行となったことに伴い、糸島市税条例等について所要の改正を行うことに急を要したため、専決処分を行い、これを報告し、承認を求めるもの。

【国保年金課】

議案第39号 専決処分について（糸島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

※ 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日の施行となったことに伴い、糸島市国民健康保険税条例について所要の改正を行うことに急を要したため、専決処分を行い、これを報告し、承認を求めるもの。

【財政課】

議案第40号 専決処分について（平成28年度糸島市一般会計補正予算（第7号））

※ 平成28年度糸島市渡船事業特別会計において歳入が歳出に不足するため、平成28年度糸島市一般会計予算から繰出を行う必要が生じたが、予算の補正に急を要したため、専決処分を行い、これを報告し、承認を求めるもの。

【地域振興課】

議案第41号 専決処分について（平成28年度糸島市渡船事業特別会計補正予算（第4号））

※ 平成28年度糸島市渡船事業特別会計において歳入が歳出に不足するため、平成28年度糸島市一般会計予算から繰入を行う必要が生じたが、予算の補正に急を要したため、専決処分を行い、これを報告し、承認を求めるもの。

条例議案（2件）

【農林水産課】

議案第42号 糸島市農業基盤整備分担金徴収条例について

※ 糸島市が行う農業基盤の整備に係る事業に要する経費について、地方自治法の規定に基づき、当該事業により利益を受ける者から分担金を徴収するために必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

【都市計画課】

議案第43号 糸島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

※ 都市計画法に基づき決定された前原インターチェンジ北地区地区計画について、その内容を条例に適切に反映させるため、条例を改正するもの。

その他の議案（6件）

【警防課】

議案第44号 財産の取得について

※ 消防団消防ポンプ自動車2台を購入するため、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

契約金額 4,254万6,006円

契約の相手方 ジーエム市原工業株式会社

【警防課】

議案第45号 財産の取得について

※ 高規格救急自動車1台を購入するため、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

契約金額 3,617万5,566円

契約の相手方 福岡トヨタ自動車株式会社 特販部

【警防課】

議案第46号 財産の取得について

※ 消防ポンプ自動車1台を購入するため、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

契約金額 3,611万7,250円

契約の相手方 株式会社消防防災 福岡支店

【市民課】

議案第47号 住居表示に関する法律第3条第1項の規定による、糸島市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

※ 住居表示を実施するに当たり、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

【建設課】

議案第48号 市道路線の廃止について

※ 市道路線（1路線）を廃止するため、議会の議決を求めるもの。

【建設課】

議案第49号 市道路線の認定について

※ 市道路線（8路線）を認定するため、議会の議決を求めるもの。

平成29年度補正予算（2件）

【財政課】

議案第50号 平成29年度糸島市一般会計補正予算（第1号）

※ 今回の補正：9,057万8千円を追加し、予算総額344億7,130万4千円とする。

【国保年金課】

議案第51号 平成29年度糸島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

※ 今回の補正：歳出予算内での款・項の組替えを行うもの。

報告（9件）

【商工観光課】

報告第1号 糸島市土地開発公社の経営状況について

※ 本市が出資している団体の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出するもの。

【健康づくり課】

報告第2号 株式会社リフレッシュニ丈の経営状況について

※ 本市が出資している団体の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出するもの。

【農林水産課】

報告第3号 株式会社志摩海洋センターの経営状況について

※ 本市が出資している団体の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出するもの。

【財政課】

報告第4号 平成28年度糸島市一般会計継続費繰越計算書の報告について

※ 波多江小学校給食室改築事業ほか1事業を翌年度まで繰り越して使用するため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、議会に報告するもの。

（総額 361,198,960 円）

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ・波多江小学校給食室改築事業（教育費） | 225,597,960 円 |
| ・加布里小学校校舎大規模改造工事（教育費） | 135,601,000 円 |

【財政課】

報告第5号 平成28年度糸島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

※ 個人番号カード交付事業ほか8事業を繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するもの。

（総額 1,342,191,298 円）

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ・個人番号カード交付事業（総務費） | 7,597,000円 |
| ・地域介護・福祉空間整備等施設整備事業（民生費） | 2,841,000円 |
| ・経済対策臨時福祉給付金給付事業（民生費） | 324,808,298円 |
| ・県防災・行政情報通信ネットワーク整備事業（消防費） | 8,898,000円 |
| ・波多江小学校トイレ改修事業（教育費） | 82,882,000円 |
| ・前原南小学校トイレ改修事業（教育費） | 45,477,000円 |
| ・普通教室空調設備整備事業（教育費（小学校費）） | 574,682,000円 |
| ・小学校防災機能強化事業（教育費） | 49,983,000円 |
| ・普通教室空調設備整備事業（教育費（中学校費）） | 245,023,000円 |

【業務課】

報告第6号 平成28年度糸島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

※ 公共下水道事業を繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するもの。

・ 公共下水道事業 109,088,120円

【健康づくり課】

報告第7号 議会の委任による専決処分について（職員の公務中に生じた車両事故の損害賠償及び和解）

※ 職員の公務中に生じた車両事故の損害賠償及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により、議会に報告するもの。

[事故の概要]

職員が公務中に、公用車を後退させた際、公用車の右後部が駐車中の相手方の車両の右後部に接触し、相手方車両の右後部が破損した。

過失割合 市 100% 相手方 0% 損害賠償額 50,000円

【生活環境課】

報告第8号 議会の委任による専決処分について（市が管理する食品用トレイ回収ボックスによる車両事故の損害賠償及び和解）

※ 市が管理する食品用トレイ回収ボックスによる車両事故の損害賠償及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により、議会に報告するもの。

[事故の概要]

野北郵便局駐車場内に市が設置し、管理する食品用トレイ回収ボックスの扉が、鍵の破損により強風で開き、同駐車場に駐車中の相手方の車両の右後部に接触し、相手方車両の右後部が破損した。

過失割合 市 100% 相手方 0% 損害賠償額 18,532円

【税務課】

報告第9号 議会の委任による専決処分について（職員の公務中に生じた車両事故の損害賠償及び和解）

※ 職員の公務中に生じた車両事故の損害賠償及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により、議会に報告するもの。

[事故の概要]

職員が公務中に、自動車で行中、進行方向の左脇に停車中の作業車両を避けるため右側によった際、対面方向から進行してきた相手方の自転車と公用車の左前部が接触し、相手方の自転車が破損した。

過失割合 市 90% 相手方 10% 損害賠償額 18,990円